

名古屋大学東山地区構内二輪車入構 駐車許可証交付手続きの流れ

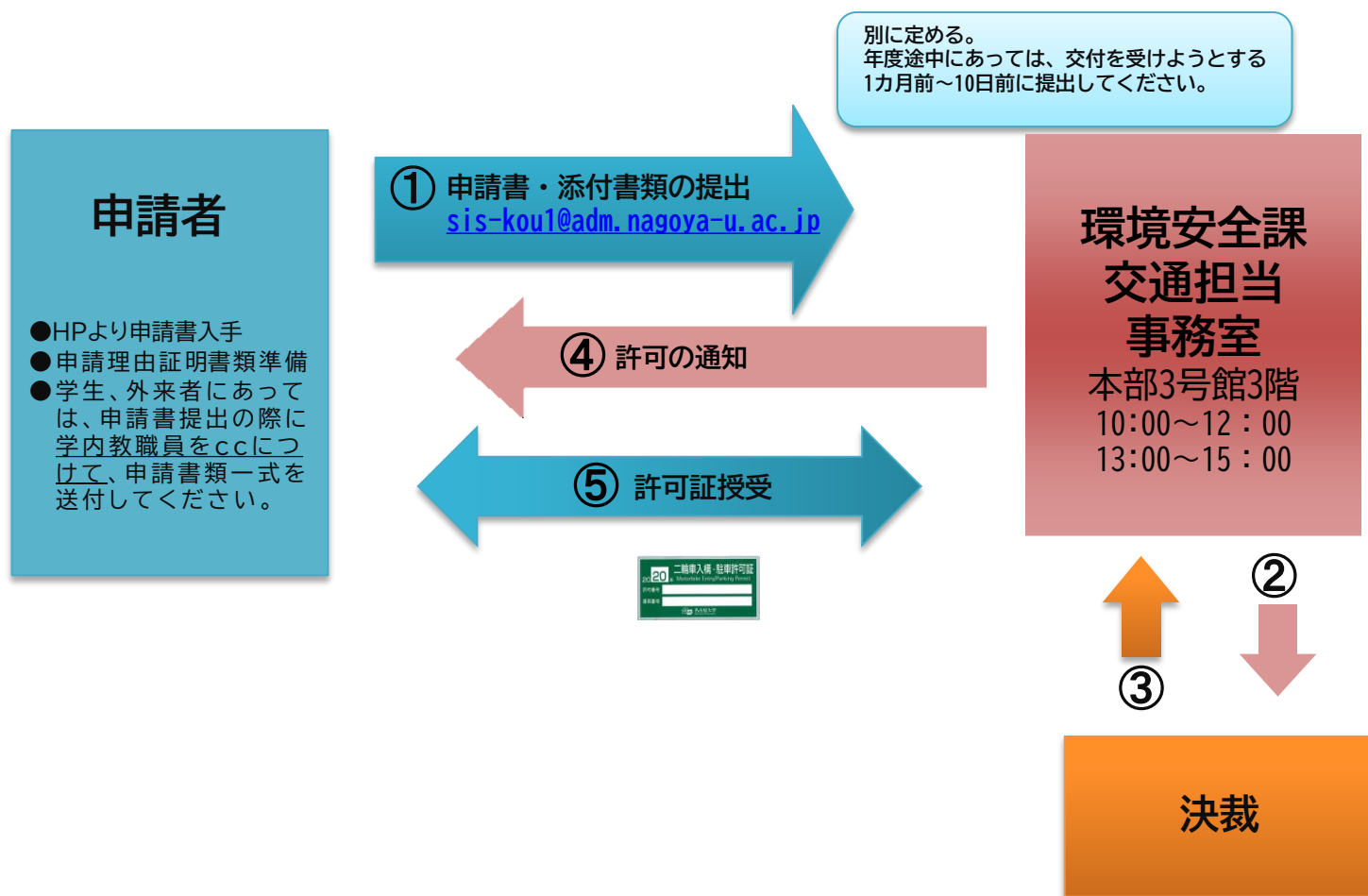
二輪

原則、公共交通機関を利用してください。やむを得ない理由があり、申請資格のある二輪入構希望者は、要項別表1（学内専用）を参照し、下記の流れに沿って申請手続きを行ってください。

利用日より二輪通勤届が受理されていない場合は、原則、申請・利用することができません。東山地区人事労務担当課へ二輪車通勤届を提出してください。

変更が生じた場合は、速やかに変更手続きの申請をしてください。

申請書…[名古屋大学東山地区構内二輪入構・駐車許可証交付申請書 別記様式4-1](#)



※駐輪場所の確保はしておりませんので、許可されても駐車場所があるとは限りません。
※度重なる注意にも関わらず、違反、申請内容と異なる利用をされている申請者は、要項内規に記載の通り、申請許可を取消します。

入構許可の申請資格、許可証等の交付申請手続き及び許可期間等

入構許可の種類	許可証等	申請者の別	申請資格	申請書類	入構整理料	申請先 (許可証等の交付者)	許可期限	留意事項
二輪車入構	二輪車入構・駐車許可証	【教職員等】 ・教職員 ・学生	1 東山地区の教職員又は学生で次の各号のいずれかに該当する者。 なお、教職員は二輪車による東山地区への通勤届を提出している者。	交付申請書(別記様式4-1) [学内専用]		交通担当事務室 sis-kou1@adm.nagoya-u.ac.jp ※交付許可は、申請後大学営業日10日後	許可の年度の末日までを限度として指定	・自動車及び二輪を同時に申請することはできない。 ・学生は、申請書記載の住所を証明する書類及び車検証の名義が本人(親族名、所属機関名)である書類を提出すること。 ・非常勤講師は、労働条件通知書を提出すること。 ・次年度の申請は別に定める。
			一 教職員及び学生で総長が別に定める区域外(交通機関等による通勤又は通学等の所要時間が35分以上)に居住する者					・本学指定の二輪区域図に自宅位置等を正確にポイントして添付すること。 ・学生は、担当教授等を通じ申請をすること。
			二 教職員又は学生で教育研究その他業務上の理由など特別な理由により、随時二輪車を利用することが必要であると部局長等が認めた者					・教育研究その他本学業務上の理由で公共交通機関の利用が困難な理由を明記し、部局長が認めたことがわかる書類を提出すること。 ・学生は、担当教授を通じ、部局長が認めたことがわかる書類を提出すること。
		【教職員等】 ・非常勤講師 ・共同研究者等	2 教育研究その他業務上の理由により、随時自動車を利用することが必要であり、かつ自宅又は所属する企業が、別に定める区域外(交通機関等による通勤の所要時間が35分以上)に居住する者で部局長等が認めた者					・教育研究その他本学業務上の理由で公共交通機関の利用が困難な理由及び随時二輪を利用しなければならない理由を明記し、部局長が認めたことがわかる書類を提出すること。 ・本学指定の二輪区域図に自宅位置等を正確にポイントして添付すること。
【外来者】 ・事業者等 ・業者 ・工事関係	3 東山地区構内で営業する事業者又は出入り業者、工事関係者等で随時二輪車を利用することが必要であると東山地区用務先教職員が認めた者	・東山地区教職員が認めた者でないと申請できない。申請書類の提出の際は、東山地区用務先教職員のメールアドレスをつけて送付すること。						
自転車入構	自転車登録証	【教職員等】 教職員	本学の教職員(非常勤講師含む)、学生である者。	交付申請書(別記様式5-1)		交通担当事務室	許可の年度の末日までを限度として指定	・部局所有の場合、氏名欄に部局名と所属部局の上長(課長以上)の氏名を併記すること。 ・個人所有の自転車を業務による申請する場合、所属部局の上長(課長以上)より業務に個人所有の自転車が認められていること等を申請理由欄に追記すること。 ・学生証を提示すること。
								【教職員等】 学生
		【教職員等】 共同研究者等	本学との共同研究の契約等により本学に関係する用務を行う必要がある者。					・名古屋大学東山地区に勤務地があり、申請期間中の契約又は雇用関係が証明できる書類を提出すること。
		【外来者】 ・事業者等 ・業者	構内で営業を行うことを認められている事業者およびその事業者に勤務する者、若しくは構内に入出入りする業者およびその業者に勤務する者					